

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月11日（火）第2913号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 5

## 監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 6

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 686 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
みどりクリニック	南九州市穎娃町別府11700-2	平成25年3月31日
くすもと産婦人科	日置市伊集院町郡1193番地1	平成25年3月31日
加世田シティー内匠眼科	南さつま市加世田東本町31-6	平成25年3月31日

## 鹿 児 島 県 告 示 第 687 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
笹川医院	南九州市穎娃町別府11700-2	平成25年4月1日
むらじ歯科クリニック	鹿屋市串良町細山田5174-1	平成25年3月12日
三井調剤薬局川西店	鹿屋市田崎町1068-4	平成25年4月1日
木之下クリニック	指宿市湊一丁目12-63	平成25年4月1日
くすもと産婦人科	日置市伊集院町郡1193番地1	平成25年4月1日
加世田シティー内匠眼科	南さつま市加世田東本町31-6	平成25年4月1日

## 鹿児島県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	平成25年3月1日

## 鹿児島県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地  
メディポリスがん粒子線治療研究センター  
指宿市東方4423番地
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称	財団法人メディポリス医学研究財団附属 医院	メディポリスがん粒 子線治療研究センタ ー	平成25年4月1日

## 鹿児島県告示第690号

日置市東市来町伊作田1646番地4 共進漁業生産組合組合長理事柿本一人及び日置市東市来町伊作田1646番地4 共栄漁業生産組合組合長理事宇田和真からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）
- 2 区分 合計総トン数10トン以上の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

**鹿児島県告示第691号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備伊美地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月23日に行った。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第692号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業の期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第693号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
御園2地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（南九州市知覧町厚地字原ノ園14番を除く。）	
	標柱	標柱の所在地
	1号	南九州市知覧町厚地字柳26番
	2号 3号	南九州市知覧町厚地字柳29番1
	4号	南九州市知覧町厚地字柳29番4
	5号	南九州市知覧町厚地字山下41番1
	6号	南九州市知覧町厚地字山下43番3
	7号	南九州市知覧町厚地字大丸51番4
	8号	南九州市知覧町厚地字山下35番1
	9号	南九州市知覧町厚地字柳34番
	10号	南九州市知覧町厚地字柳27番6

**鹿児島県告示第694号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
日暮西地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	薩摩川内市向田町字淵ノ上1189番11
	2号	薩摩川内市向田町字月形1098番

3号	薩摩川内市向田町字湊ノ上1186番1
4号	薩摩川内市向田町字湊ノ上1188番5
5号	薩摩川内市向田町字湊ノ上1186番2
6号	薩摩川内市向田町字水流1208番1
7号	薩摩川内市向田町字湊ノ上1186番3
8号	薩摩川内市向田町字湊ノ上1189番1

## 鹿児島県告示第695号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	大和村	急・前山1，急・赤畑1及び急・ナガマシノ平1
	龍郷町	急・ウツ平1，急・小宿1，急・大城1，急・中尾筋1，急・芦又1，急・脇田1，急・上津ノ子原1，急・上津ノ子原2，急・角子1，急・源作1，急・ノホ1，急・ノホ2，急・朝戸1，急・門口1及び急・北下中勝1
土石流	大和村	土・川釜1，土・ヤンゴ1及び土・ヤンゴ2
	龍郷町	土・ウツ平1，土・小宿1，土・中里1，土・大城1，土・中尾筋1，土・芦又1，土・芦又2，土・里1，土・脇田1，土・角子1，土・上津ノ子原1，土・ノホ1，土・越マテ1，土・門口1，土・川キ1，土・川キ2，土・北下中勝1，土・北下中勝2，土・中尾筋2及び土・港1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第696号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	大和村	急・前山1，急・赤畑1及び急・ナガマシノ平1
	龍郷町	急・ウツ平1，急・小宿1，急・大城1，急・中尾筋1，急・芦又1，急・脇田1，急・上津ノ子原1，急・上津ノ子原2，急・角子1，急・源作1，急・ノホ1，急・ノホ2，急・朝戸1，急・門口1及び急・北下中勝1
土石流	大和村	土・川釜1，土・ヤンゴ1及び土・ヤンゴ2
	龍郷町	土・ウツ平1，土・小宿1，土・中里1，土・大城1，土・芦又1，土・芦又2，土・里1，土・脇田1，土・角子1，土・ノホ1，土・越マテ1，土・門口1及び土・港1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備

え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年6月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年6月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ鹿児島与次郎店  
鹿児島市与次郎一丁目2295番地103 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成25年1月9日
- 3 意見の概要  
出店にあたっては、関係法令及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」に基づき、適切な対応を徹底すること。
  - (1) 交通関係について  
ア 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。  
イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。
  - (2) 駐車場について  
ア 身障者用駐車場設置数については、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、3台以上確保するよう努めること。  
イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。  
ウ 駐車場法施行令においては、原則として、「前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。」となっていることから、駐車場法の適用を受ける場合におきましては、出入口の設置について公安委員会との協議を十分行うこと。  
エ 計画に変更が生じた場合は、附置義務自転車等駐輪場の変更届を提出すること。
  - (3) 建物について  
ア 当計画地は、商業地域、準防火地域、駐車場整備地区、そして「与次郎ヶ浜地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に関しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。  
イ 全市域を景観計画区域に定めており、当該建築物は本市景観条例に定める届出対象行為に該当するため、行為に着手する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。  
ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
  - (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について  
ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機）を有する事業所であることから、必要な届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。  
イ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

- ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別の徹底を行い，一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，それぞれの収集運搬業，処分業の許可を取得しているか，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。
- エ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は，一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- (5) その他について
- ア 実施にあたっては，関係機関と協議し，防災対策に万全を期すること。
- イ 所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，安全確保のために必要な措置を講ずること。また，従業員に，安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- ウ 計画の見直し等に伴い，土地の区画形質の変更を行う場合には，開発許可が必要となる場合があるため，計画図を持参の上，本市土地利用調整課に事前に相談すること。
- エ 土地の売買を行う場合又は，土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には，国土利用計画法の届出や公払法の届出が必要となるため，本市土地利用調整課へ事前に相談すること。

## 監 査 委 員 告 示

### 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので，包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	永井章義
同	柳 誠子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
押越 武彦	鹿児島市紫原三丁目47番22号
堀下 千鶴	鹿児島市柳町2番14-1202号
瀧下 秋宏	鹿児島市上荒田町30番7号ヴェルドミール明石101号
田尻 大志	鹿児島市上荒田町9番6号ウェルネスくわのき401号
小田 竜一	鹿児島市真砂町53番4号
木野田 仁	鹿児島市原良四丁目3番12号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年6月11日から平成26年3月31日まで

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鹿児島県公安委員会告示第62号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年6月11日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 遊砲 R U S H L 1	奥村遊機株式会社	3P0282

ぱちんこ遊技機	C R 天・天和通りの快男児2 H 1	奥村遊機株式会社	3P0337
ぱちんこ遊技機	C R A ビッグバロンR R	株式会社サンセイアール アンドディ	3P0311
ぱちんこ遊技機	C R 金田一少年の事件簿K - G G	株式会社サンセイアール アンドディ	3P0365
ぱちんこ遊技機	C R 金田一少年の事件簿G G	株式会社サンセイアール アンドディ	3P0376
ぱちんこ遊技機	C R ひぐらしのなく頃に～頂～B L - V	株式会社大一商会	3P0329
ぱちんこ遊技機	C R 呪怨F P F	株式会社藤商事	3P0344
回胴式遊技機	パチスロR A V E F S E	株式会社藤商事	3S0291